

平成 20 年 6 月 16 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執 行 役 社 長 船 井 哲 良
 (コ ー ド 番 号 6839 東 証 ・ 大 証 第 一 部)
 問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 高 中 直 幸
 (T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

業績予想の修正に関するお知らせ

平成 20 年 5 月 12 日の決算発表時に公表いたしました業績予想を下記のとおり修正致します。

記

1. 第 2 四半期連結累計期間業績予想数値の修正

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	(過年度法人税 等控除前) 当期純利益	(過年度法人税 等控除後) 当期純利益
前回発表予想 (A)	144,000	3,300	4,300	3,300	3,300
今回修正予想 (B)	144,000	3,300	4,300	3,300	△13,900
増 減 額 (B-A)	—	—	—	—	△17,200
増 減 率 (%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月中間期)	156,317	2,069	5,053	△ 4,245	△ 4,245

2. 通期連結業績予想数値の修正

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	(過年度法人税 等控除前) 当期純利益	(過年度法人税 等控除後) 当期純利益
前回発表予想 (A)	340,000	6,000	8,000	5,800	5,800
今回修正予想 (B)	340,000	6,000	8,000	5,800	△11,400
増減額 (B-A)	—	—	—	—	△17,200
増減率 (%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	277,167	△2,405	△39	△5,376	△5,376

3. 業績予想修正の理由

平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。更正された所得金額は339億円で、追徴税額は地方税等を含め合計172億円と試算され、当期業績に与える影響につきましては、過年度法人税等として172億円計上する予定であります。

以上のことから、平成20年5月12日に公表いたしました連結業績予想における第2四半期連結累計期間及び通期の当期純利益を修正いたします。

前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、今回の税務調査に対しても前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であります。今後は不服申し立てにより当社の正当性を主張していく所存であります。

以上